

計画的に準備しましょう

確定申告

▼問合せ先 高崎税務署 ☎027・322・4711

平成26年分の住宅借入金等特別税額控除を受ける人へ

住宅ローン等でマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

平成26年分の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける人は、国税庁ホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしてください。

なお、この控除を受けるための確定申告書には、様々な添付書類が必要となります。税務署にお問合わせください。

税務署での申告が必要な人

所得税（源泉徴収税などの国税）の還付・納付には、確定申告が必要です。

確定申告期間中は町でも受付けていますが、次に該当する人は、税務署で申告してください。

- ①平成26年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得（土地建物、株式など）のある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災により、住宅などに被害を受けて、所得税の軽減・免除を受ける人

申告書の送付について

平成26年分所得税・消費税の確定申告書は、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、1月末頃送付する予定です。

平成26年分給与支払報告書は電子申告での申請も受付中です！

▼問合せ先 ヘルプデスク

☎0570・08・1459

URL <http://www.eta.jp/>

簡単！便利！

確定申告書等の作成は、国税庁のホームページで <http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ、確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送などにより提出または、e-Taxで送信することもできます。e-Taxで送信する場合

は、事前に電子証明書やICカードリーダライタの準備が必要です。

●作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業を再開することもできます。

また、保存したデータは翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

▼操作に関する問合せ先

e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570・01・5901

月～金・午前9時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)



軽自動車税の税率が変更になります

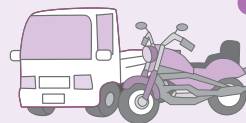
軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税される税金です。

税制改正において軽自動車税の税率が見直され、平成27年度から税率が変わります。

ただし、三輪以上の軽自動車にあっては、平成27年4月1日以後に新車新規登録する車両（最初の新規検査を受けるもの）から適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、新車新規登録から13年を経過した三輪以上の軽自動車（初年度登録年月が平成14年12月以前の車）については、平成28年度から概ね20%の増額となります。

▶問合せ先 財務課 税務室 ☎26-2237（直通）



ご意見をお寄せください

パブリックコメントを実施

町では事業計画の策定などにあたり、より良い計画づくりのために、町民のみなさまからのご意見を募集しています。

作成した事業計画案を公表します。ご意見のある人は、是非お聴かせください。

今回の募集対象は、次の3つの事業計画となります。

計画の閲覧は、それぞれの計画の担当窓口、または町ホームページからご覧になれます。

▼募集期間 1月5日①～26日②

▼提出方法 任意の用紙に意見、住所、氏名を記入し郵送、FAXまたは持参

▼公募結果 公表の際は個人情報

別の回答は行いません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

▼郵送・提出先

〒370-1369

吉岡町下野田560番地

FAX 54・8681

※担当室または計画名を明記ください。

吉岡町

子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」に向けて、地域子育て支援事業の体制づくりを進めるためのものです。

吉岡町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画

高齢者保健福祉事業の推進と介護保険事業を総合的に効果的に推進するための指針であり、平成27年度から3年間の事業計画を定めるものです。

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247（直通）

第4期吉岡町障害福祉計画

障害福祉サービスが円滑に提供されるように、町の取り組みについて目標やサービスの見込量等を定めるものです。

健康福祉課 健康づくり室

☎ 54・7744（直通）

忘れずに申請しましょう

在宅ねたきり老人等介護慰労金

町では身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼申請期間 1月9日①～30日②
（申請用紙は役場健康福祉課福祉室に用意してあります）

▼支給決定 町で定めた基準により調査し、後日通知します。

支給対象者の要件



平成27年1月1日を基準日として、①～④の要件をすべて満たしている老人などを、1年以上継続して介護している人。

2人以上で介護している場合は主として介護した人が対象。

介護対象者の要件



満65歳以上であること

②介護度1～5の認定を受けている、または在宅ねたきりの人

③施設入所者でないこと（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む）

④短期入所の利用や入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

▼申請・問合せ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247

▼問合せ先

◆大雪居宅被害見舞金

町民生活課 生活環境室

☎ 26・2243（直通）

◆大雪被害事業者見舞金

産業建設課 産業振興室

◆大雪農業被害見舞金

産業建設課 産業振興室

平成26年2月の大雪被害に伴う見舞金申請について

大雪に関連した見舞金の申請受付が平成27年3月31日で終了となります。

まだお済みでない人は期間内に申請をすませていただきますようお願いいたします。

入所児童を募集します

学童クラブ

平成27年度学童クラブ入所児童を募集します。

吉岡町の学童クラブは、明治、明治第2、駒寄（第1・第2）および中央（高学年向け）学童の5カ所です。

▼対象 小学生児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない家庭の児童

※申込者が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。



▲中央学童

▼申込方法 入所申請書と就労証明書を提出。

※町内に祖父母がお住まいの場合は、祖父母の就労証明書も必要です。

申請書類は、社会福祉協議会（老人福祉センター内）または各学童クラブで1月5日①から配布します。社会福祉協議会のホームページからダウンロードも可能です。

▼提出先

新規入所希望児童

社会福祉協議会（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

現在入所している児童 各学童クラブ

▼申込締切 1月19日①

▼問合せ先 社会福祉協議会
☎54・3930



▲明治第2学童

児童生徒のための制度

就学援助費の申請について

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者（生活保護受給者に準ずる程度）に、学用品費や学校給食費などの一部を年度毎に援助しています。（生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談）

申請書は、各小中学校および教育委員会事務局学校教育室にあります。

なお、現在援助を受けている保護者も再度申請が必要です。

▼申込締切 1月30日①

▼相談・問合せ先

明治小学校 ☎54・2105
駒寄小学校 ☎54・2300
吉岡中学校 ☎54・3213
教育委員会事務局学校教育室
☎26・2286（直通）

申請の締め切りが迫っています

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

両給付金の申請締め切りは、平成27年2月2日です。

受付期間再延長の予定はありませんので、該当する人は忘れずに申請してください。

給付対象となる可能性のある人には、申請書をお送りしています。まだ申請していない人は申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒でご返送ください。

また修正申告などにより所得が変更になった場合は、申請書の送付にかかわらず該当、非該当になる場合もありますので確認してください。

なお福祉室の窓口でも申請をお受けします。

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室
☎370・3692
吉岡町下野田560
☎26・2247（直通）

